

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和7年9月16日

証 拠 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

乾 と



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第219号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震に伴う原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第3条に基づく報告 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100002745 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年5月31日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、被告が原子力規制委員会及び経済産業大臣に対して提出した報告である（なお、本書証のうち38ないし49頁は、乙A第198号証としても提出している。）。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・ 本件1号機起動変圧器及び同2号機主変圧器については、変圧器本体に同地震による直接的な損傷はなく、設計不良等はなかったものの、付属品である放熱器配管等が共振を起こして損傷したことから、被

	告は、外部電源の更なる信頼性向上のため、同地震の知見を踏まえた地震対策（耐震安全性の向上）を進めていること（準備書面(37)第2（3、4頁）） ・令和6年能登半島地震に際して本件原子力発電所の各変圧器に作用した応答加速度については、はざとり波を用いた動的解析を実施することにより算定していること（準備書面(37)第3の6(2)イ（22頁）：本書証5、9頁、添付資料－6、添付資料－7）
--	---

乙A第220号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 敷地周辺（陸域）の断層の評価（富来川南岸断層等の評価について） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100010209-002-002.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年5月13日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和7年5月22日に開催された志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(97)において、被告が提出した資料である。 本書証によって、被告は、甲B第419号証も踏まえ、富来川南岸断層について追加調査を実施し、令和6年能登半島地震の際に同断層周辺に地表変状が確認されたものの、震源断層として活動しておらず、同断層の既往評価に影響がないことを確認していること（準備書面(37)第2（4頁）、同第3の2(4)イ（8、9頁）：本書証7ないし19頁）を明らかにする。

乙A第221号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 敷地周辺（海域）の断層の評価（コメント回答）（抜粋） （被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/20250415_shiryoi-8.pdf よりダウンロード） [1ないし72頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年3月21日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	本書証は、令和7年3月21日に開催された第1328回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・被告は、産業技術総合研究所とは別に、本件原子力発電所西方の海域について、本件原子力発電所から半径30キロメートル範囲を中心に、沿岸域も含めた稠密な海上音波探査を実施していること（準備書面(37)第3の2(2)イ（5、6頁）：本書証18、35、63頁） ・被告は、地震調査委員会が令和6年能登半島地震の震源断層としている150キロメートル程度の範囲に含まれる複数の断層について、安全側の観点か

	ら、それらの断層全体を一連の断層として評価し、「海士岬－笹波（東部）－能登北岸－NT2・NT3断層帯」の連動（直線距離で約169キロメートル）及び「笹波（全長）－能登北岸－NT2・NT3断層帯」の連動（直線距離で約178キロメートル）の2ケースを新たに考慮することとしていること（準備書面(37)第3の2(6)ア（10頁）：本書証9頁）
--	---

乙A第222号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1328回 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100008910-005-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年3月21日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和7年3月21日に開催された、第1328回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・被告は、産業技術総合研究所とは別に、本件原子力発電所西方の海域について、本件原子力発電所から半径30キロメートル範囲を中心に、沿岸域も含めた稠密な海上音波探査を実施していること（準備書面(37)第3の2(2)イ（5、6頁）：本書証6、30頁） ・被告は、地震調査委員会が令和6年能登半島地震の震源断層としている150キロメートル程度の範囲に含まれる複数の断層について、安全側の観点から、それらの断層全体を一連の断層として評価し、「海士岬－笹波（東部）－能登北岸－NT2・NT

	3 断層帯」の連動（直線距離で約 1 6 9 キロメートル）及び「笹波（全長）－能登北岸－NT 2・NT 3 断層帯」の連動（直線距離で約 1 7 8 キロメートル）の 2 ケースを新たに考慮することとしていること（準備書面 (37) 第 3 の 2 (6) ア（1 0 頁）：本書証 4 頁）
--	--

乙A第223号証

証拠の標目	石川県西方沖での地震発生について（続報） （被告ウェブサイト https://www.rikuden.co.jp/press/attach/24112712.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月27日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、被告が公表したプレスリリースである。 本書証によって、令和6年11月26日に石川県西方沖で発生したマグニチュード6.6の地震により、本件原子力発電所の安全確保に問題は生じていないこと（準備書面(37)第3の2(3)イ（6頁））を明らかにする。 なお、本書証に記載されている、マグニチュード6.4は速報値であり、その後、気象庁は、マグニチュード6.6に更新している。

乙A第224号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第531回（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA022011918-004-001.pdf よりダウンロード） [表紙、1ないし32頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成29年12月8日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、平成29年12月8日に開催された、第531回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・被告は、同審査会合において、後期更新世（約12万ないし13万年前以降）に形成された中位段丘面に高度差がないことから、富来川南岸断層については、後期更新世以降の活動は認められないと評価している旨説明したこと（準備書面(37)第3の2(4)ア（7頁）：本書証17頁） ・原子力規制委員会から、被告の上記説明に対し、「敷地周辺を含む能登半島には、中位段丘Ⅰ面以外の段丘面が認定されています。ですので、そのほかの段丘面データも用いて、より詳細な範囲を網羅して、

	総合的に評価を行うことが必要だと考えています。 （略）ほかの段丘面のデータも用いてより詳細な範囲を網羅して、総合的に評価を行っていただきたい。」として、中期更新世（約１２万ないし１３万年前から約７８万年前まで）に形成された高位段丘面のデータに基づいて、後期更新世以降活動したことがないことを証明するよう求めるコメントがなされたこと（準備書面(37)第３の２(4)ア（７、８頁）：本書証１９頁）
--	--

乙A第225号証

証拠の標目	志賀原子力発電所2号炉 敷地周辺の地質・地質構造について 敷地近傍の断層の評価（抜粋） （被告ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/shinsa/attach/shiryol-3.pdf.pdf よりダウンロード） [1ないし8頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年5月14日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和3年5月14日に開催された、第973回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、被告が提出した資料である。 本書証によって、富来川南岸断層について、ボーリング調査、反射法地震探査、段丘面調査等の追加調査を実施した結果、同断層北方においては高位段丘面が広く分布することが確認されたものの、同断層南方において高位段丘面の分布が確認できず、高位段丘面のデータに基づき後期更新世以降活動したことがないことを証明することが困難であったことから、より安全側の判断として、同断層について、後期更新世以降の活動が否定できないものと評価したことを説明していること（準備書面(37)第3の2(4)ア（8頁）：本書証6、7頁）を明らかにする。

乙A第226号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第973回（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA022010901-004-001.pdf よりダウンロード） [表紙、1ないし3、21ないし63頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和3年5月14日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和3年5月14日に開催された、第973回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、富来川南岸断層について、ボーリング調査、反射法地震探査、段丘面調査等の追加調査を実施した結果、同断層北方においては高位段丘面が広く分布することが確認されたものの、同断層南方において高位段丘面の分布が確認できず、高位段丘面のデータに基づき後期更新世以降活動したことがないことを証明することが困難であったことから、より安全側の判断として、同断層について、後期更新世以降の活動が否定できないものと評価したことを説明していること（準備書面(37)第3の2(4)ア（8頁）：本書証22、23頁）を明らかにする。

乙A第227号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100006719-001-001.pdf よりダウンロード） [1、7頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年11月27日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和6年11月27日に開催された原子力規制委員会委員長の記者会見録である。 本書証によって、山中伸介・原子力規制委員会委員長は、「志賀原子力発電所については、現時点では敷地内断層については一定の結論が出ております」と述べていること（準備書面(37)第3の4(2)（16頁）：本書証7頁）を明らかにする。

乙A第228号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100007295-001-001.pdf よりダウンロード） [1、3、5頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和6年12月25日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨	本書証は、令和6年12月25日に開催された原子力規制委員会委員長の記者会見録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・ 山中委員長は、「敷地内断層についてのその結論というのは前任でございます石渡委員が出していただいた結論から変わることはない」と述べていること（準備書面(37)第3の4(2)（16頁）：本書証3頁） ・ 山中委員長は、「変圧器の故障等ございましたけれども、安全上何か大きな課題があったというふうには理解しておりません。」と述べていること（準備書面(37)第3の5(3)イ（19頁）：本書証5頁）

乙A第229号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1321回（抜粋） （原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100007118-005-001.pdf よりダウンロード） 〔表紙、1ないし3、18ないし31頁〕
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年2月21日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和7年2月21日に開催された、第1321回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、山岡耕春・原子力規制委員会委員が、「志賀原子力発電所2号炉の火山影響評価につきまして、概ね妥当な検討がなされたものと評価いたします。」と述べ、火山に係る審議が完了したこと（準備書面(37)第4（22頁）：本書証31頁）を明らかにする。

乙A第230号証

証拠の標目	原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1334回 (原子力規制委員会ウェブサイト https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100009381-005-001.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	令和7年4月11日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類③】	本書証は、令和7年4月11日に開催された、第1334回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合の議事録である。 本書証によって、山岡委員が、「志賀原子力発電所2号炉の地下構造モデルの設定につきましては、概ね妥当な検討がされたものとして評価いたします。」と述べ、地下構造に係る審議が完了したこと（準備書面(37)第4（22頁）：本書証42頁）を明らかにする。